

社名・住所変更時の手続き

2024.12.6

日本自動車工業会 特恵原産地規則分科会
日本自動車部品工業会 国際物流ワーキング

はじめに

社名や住所が変更される場合、第一種特定原産地証明書発給システムに登録されている企業情報を更新する必要があります。
更新手続きを行わず社名・住所変更後に発給を続けると、法令に抵触します。

当マニュアルは、以下3点の周知が目的です；

- 1) 社名・住所変更時の手続きが法令上必須であること
- 2) 社名・住所変更時の手続き詳細
- 3) 事前申請手続きの存在及び活用方法

法令遵守と活用促進の一助となれば幸いです。

目次

1. 社名・住所変更時の留意点
2. 正しい申請と誤った申請
3. 社名・住所変更時の申請手続き
(参考) 発給停止期間の確保
4. [例外措置]
社名・住所変更時の事前申請手続き

1. 社名・住所変更時の留意点



**第一種特定原産地証明書発給システムに登録されている
社名や住所が変更される場合、新社名・新住所で
発給申請する前に登録情報の変更を完了ください**



**社名や住所が変更される場合は
登記上の変更日の1 か月前までに
日本商工会議所・国際部に連絡ください**

【問合わせ先】

日本商工会議所 国際部 特定原産地証明担当

電話番号: 03-3283-7850 FAX: 03-3201-7778

E-mail: tokuteico@jcci.or.jp

2. 正しい申請と誤った申請

○ 正しい申請

登記上の社名・住所と発給システムに登録されている社名・住所が整合することで、正しい原産地証明書を受給できます

企業登記



社名
住所



企業登録



発給システム

社名
住所



整合

原産地証明書 発給

1. Exporter's Name, Address and Country ABC Co., Ltd. 1-2-3 Chiyoda-ku, Tokyo 100-0001, Japan		Reference No. 123456789		Number of pages 5 of 5	
2. Importer's Name, Address and Country XYZ Co., Ltd. 456 Shibuya-ku, Tokyo 150-0001, Japan		3. Description of goods 100 Sets of computer parts			
4. Date of issue 2018.01.25		5. Date of expiry 2019.01.25			
6. Place and Date of issue Tokyo, January 25, 2018		7. Place and Date of expiry Tokyo, January 25, 2019			
8. Signature of the exporter Taro Minato		9. Signature of the importer Jiro Minato			
10. Place and Date of issue Tokyo, January 25, 2018		11. Place and Date of expiry Tokyo, January 25, 2019			

社名
住所

1 欄 : Exporter's name, address, country には第一種特定原産地証明書発給システムに登録された社名や住所等が反映されます。

10 欄 : 認証 (商工会議所使用欄)
Place and Date: Tokyo, January 25, 2018
(交付事務所所在地) (承認日)

✖ 誤った申請

社名や住所を変更しても、発給システム上の情報を変更しないと、
旧社名・旧住所で原産地証明書を申請・受給してしまいます。
この状態は**法令に抵触**します

企業登記



新社名
新住所

企業登録



発給システム

旧社名
旧住所

=

原産地証明書 発給

1. Exporter's Name, Address and Country
2. Importer's Name, Address and Country
3. Description of Goods
4. Quantity or Gross Weight
5. Date of Issue
6. Place and Date
7. Signature of the Issuing Authority
8. Signature of the Beneficiary
9. Signature of the Certifying Authority
10. Place and Date

1 欄 : Exporter's name,
address, country には第一種
特定原産地証明書発給システ
ムに登録された社名や住所等
が反映されます。

10 欄 : 認証 (商工会議所使用欄)
Place and Date: Tokyo, January, 25, 2018
(交付事務所所在地) (承認日)

不整合 = 法令抵触

※ RCEP/日メキシコEPA/日ペルーEPAの原産地証明書には
(輸出者に加えて) 生産者の社名・住所が記載されることがあります

2. 正しい申請と誤った申請

旧社名や旧住所が記載された証明書を誤って受給した場合、当該証明書を受給した企業は「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律」第 6 条第 1 項第 2 号により、その旨を経済産業大臣に通知しなければなりません

(特定原産品でなかったこと等の通知)

第六条

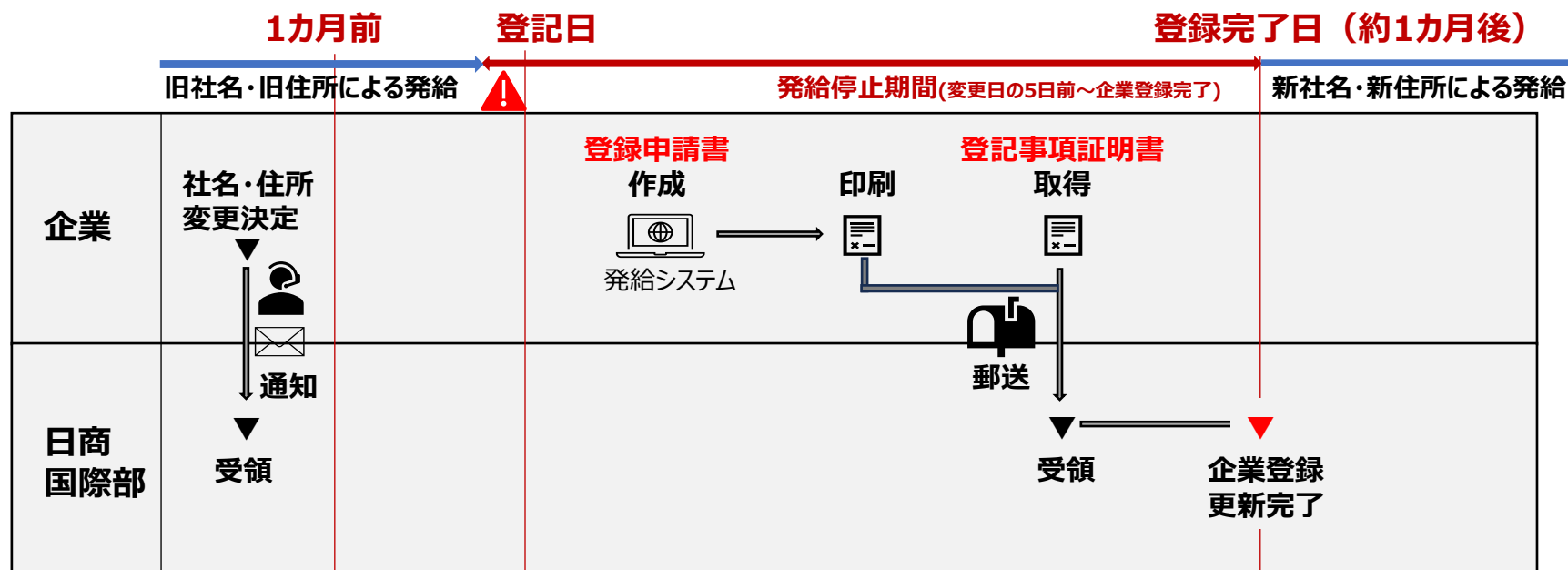
第一種特定原産地証明書の発給を受けた者（以下「証明書受給者」という。）は、当該第一種特定原産地証明書の発給を受けた日以後経済産業省令で定める期間を経過する日までの間において次に掲げる事実を知ったときは、経済産業大臣その他経済産業省令で定める者に対し、遅滞なくその旨を書面により通知しなければならない。ただし、その事実が第二号又は第三号に掲げるものであって経済産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

- 一 当該第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品でなかったこと。
- 二 前号に掲げるもののほか、当該証明書受給者が提出した発給申請書の記載、資料の内容又は第一種原産品誓約書の記載に誤りがあったことにより当該第一種特定原産地証明書の記載に誤りが生じたこと。
- 三 当該第一種特定原産地証明書に記載された事項に変更があったこと。

3. 社名・住所変更時の申請手続き

社名・住所変更時には**登記変更後に申請するのが原則**です。
登記上の変更日の**1 か月前**までに日本商工会議所・国際部に通知。
登記後に**登録申請書**と**登記事項証明書**を提出ください

⚠ 登記日の5日前から登録完了までの期間は発給申請できません



【リンク先】発給システムにおける企業登録の更新/変更および署名者(サイナー)の変更/追加/削除 操作説明書

<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/kigyotoroku-system-sousasetsumeisho.pdf>

【郵送先】

〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-2-2丸の内二重橋ビル
日本商工会議所 国際部 特定原産地証明担当

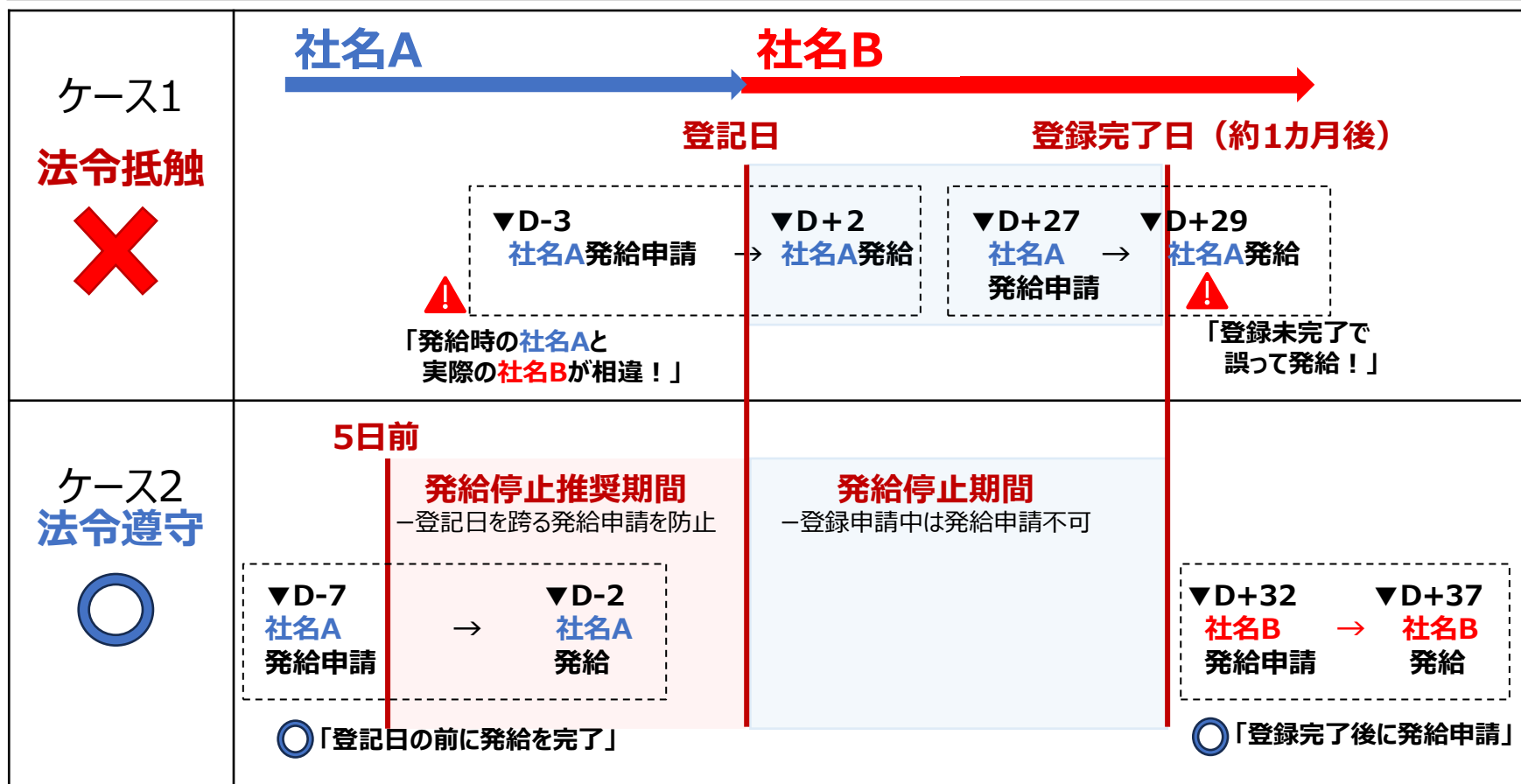
【問合わせ先】

日本商工会議所 国際部 特定原産地証明担当
電話番号: 03-3283-7850 FAX: 03-3201-7778
E-mail: tokuteico@jcci.or.jp

(参考) 発給停止期間の確保



登記後に誤って旧社名・旧住所で発給することを防止するため、**登記日の5日前**から登記日迄の期間は発給停止することが推奨されています。
また、**登記変更後の登録完了まで約1か月必要**であり、その間は新・旧どちらの社名・住所でも発給申請はできません。



4. [例外措置]

社名・住所変更時の事前申請手続き

社名変更直後に原産地証明書の発給をしなければならない等の急ぎの事情がある時は、例外的に登記事項証明書（履歴事項全部証明書）を後日提出する旨を記した誓約書を提出することにより、前広な日本商工会議所への企業登録変更手続きが可能です。

希望される際は、当マニュアルで必要要件をご参照のうえ、日本商工会議所にご相談ください。

4-1. [例外措置]社名・住所変更時の事前申請手続き

**例外的に登記事項証明書（履歴事項全部証明書）を
後日提出する旨を記した誓約書を提出することにより、
日本商工会議所への企業登録変更手続きが可能です**

（図表）発給システムにおける企業登録の更新/変更および
署名者（サイナー）の変更/追加/削除 操作説明書 P21 抜粋

（図表）適用要件

社名や住所の変更手続きについて

同発給システムに登録された社名や住所を変更する際、基本的には当所宛てに、登録申請書と登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の提出をお願いしております。しかし、法務局へ登記変更申請中で新しい登記事項証明書が入手できない場合、手続き完了までに2週間ほどかかることがあります。

その場合は、例外的に登記事項証明書（履歴事項全部証明書）を後日提出する旨を記した誓約書をご提出いただくことにより、日本商工会議所への企業登録変更手続きが可能です。誓約書に関しては個別にご案内しておりますので、事前（変更日・移転日の1か月前目安）にお電話にてご相談ください。

【原産地証明書の発給申請について】

謄本上の商号・住所変更日を境に、
変更日より前は、旧社名・旧住所で
変更日より後は、新社名・新住所で
申請いただきますようお願いいたします。

1. 適用対象者

判定番号を取得している製品の
生産者*及び輸出者

- * 自社輸出者/同意通知開示者
- * 同意通知先への連絡は企業間で実施

2. 手続きの要件

- ・ 日商国際部への事前連絡
[変更日の1か月前迄]

<必要書類>

- ① **誓約書**
- ② 登録申請書
- ③ (後日) 登記事項証明書

[リンク先] 発給システムにおける企業登録の更新/変更および署名者（サイナー）の変更/追加/削除 操作説明書 P21

<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/kigyotoroku-system-sousasetsumeisho.pdf>

以上